八　優先出資証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容
九　株券　株式に係る剰余金の配当等の内容
十　新株予約権証券　新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
十一　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券　次に掲げる事項
イ　投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産
ロ　信託の元本の償還及び収益の分配の方法
ハ　信託の元本の償還期限
十二　投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。）及び外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容
十三　特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。）　次に掲げる事項
イ　資産流動化法第二百二十三条に規定する特定目的信託契約の期間
ロ　特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）
ハ　受益権に係る金銭の分配の内容
十四　受益証券発行信託の受益証券　次に掲げる事項
イ　信託財産
ロ　信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益債権の内容
ハ　弁済期
十五　抵当証券　次に掲げる事項
イ　抵当権の目的たる土地、建物又は地上権
ロ　債権額及び元本の弁済期
ハ　利率
十六　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質を有するもの　当該有価証券が有する第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質の区分に応じ、それぞれ第一号から第十号までに定める事項
十七　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号及び第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの　次に掲げる事項
イ　当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）
ロ　金額を表示する通貨
十八　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）　次に掲げる事項
イ　当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）
ロ　金額を表示する通貨
十九　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、当該有価証券の発行者以外の会社が発行した有価証券（以下この号において「対象証券」という。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（当該特約に基づき有価証券を保有する者が当該有価証券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。）　次に掲げる事項
イ　前号イ及びロに掲げる事項
ロ　当該対象証券の発行者
ハ　当該対象証券が株券の場合にあっては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあっては当該有価証券の権利の内容
二十　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、前号に規定する特約以外の特約が付されているもの　次に掲げる事項
イ　第十八号イ及びロに掲げる事項
ロ　当該有価証券に表示される権利の内容
二十一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの　出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法
二十二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの　第十三号に定める事項に準ずる事項
二十三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの　第十四号に定める事項に準ずる事項
二十四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの　第十五号に定める事項
二十五　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券　当該有価証券に表示されるオプションの内容
二十六　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券　当該有価証券に表示される権利の内容
2　令第一条の六及び第一条の八の三に規定する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、前項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。
3　第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下この項において「振替外債」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
一　円建てで発行されるものであること。
二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
第十一条の見出し中「有価証券」を「取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券」に改め、同条第一項中「第一条の四第二号ロ」を「第一条の四第二号ニ」に改め、同項第一号中「が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されている」を「が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付される」に改め、同項第二号中「の内容等を説明した書面」を「に関する情報を記載した書面」に改め、同項第三号を次のように改める。
三　社債等振替法の規定により加入者（社債等振替法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。